

右京警察署管内:自転車指導啓発重点路線

当該エリアにおいて、自転車事故
(人身事故)が
55件(R3~R5)
発生しています。

北:丸太町通
東:西小路通
南:高辻通
西:天神川通
で囲んだエリア
です。

花園・山ノ内エリア

手配書



信号無視に該当します。

このエリアに出没する妖怪
赤信号無視
(特徴:赤信号を絶対に守らない。
「車が来ていなのに止まる必要
なし」と言う。)

【選定理由】

駅や大型商業施設、高校・大学
等が所在し、自転車利用者が多
く、過去には自転車の重大事故
が発生している。

自転車に乗車するときは、ヘルメットを着用してね!



当該エリアを
走行される方へ

このエリアを自転車で走行する人は、次の点に注意しましょう!

- ① 一時停止：一時停止の標識のある交差点では、停止線の直前で必ず一時停止し、左右の安全を確認して進行しましょう。
- ② 信号無視：信号を守るのは交通安全の基本です。たとえ車等が来ていなくても、必ず信号を守りましょう。
- ③ 左側通行：自転車は、車両です。車道の左側を走行しましょう。



京都府警察では、**自転車運転者の交通違反に対し、指導・警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては、検挙措置を講ずる**など、厳正に対処しています。交通事故防止に皆様のご協力をよろしくお願いします。

右京警察署管内:自転車指導啓発重点路線

当該エリアにおいて、自転車事故(人身事故)が
14件(R3~R5)
発生しています。

北:三條通
東:西土居通
南:高辻通
西:佐井西通
で囲んだエリア
です。

西院エリア

手配書



酒酔い運転に該当します。

このエリアに出没する妖怪
千鳥漕ぎ
(特徴:常に酒を飲んでおり、酒を飲むためにまきまきしている妖怪。「酔ったもん勝ちよう」が口癖で、千鳥足になるほどペロペロに酔っ払ひながら自転車を漕ぐ。)

千鳥漕ぎ

このエリアに出没する妖怪

【選定理由】
駅に向かう自転車利用者が多く、
昼夜を問わず自転車事故が発生している。

自転車に乗車するときは、ヘルメットを着用してね!



当該エリアを
走行される方へ

このエリアは右京区で一番、飲食店が多い地域です。

- ① 自転車は車両です。お酒を飲んだ後に自転車を運転することは、法律で禁止されています。
- ② お酒を飲むと、車両の運転に必要な「注意力・判断能力・操作能力」が低下し、重大な交通事故に繋がるおそれがあります!

H. Kato Jima



京都府警察では、**自転車運転者の交通違反に対し、指導・警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては、検挙措置を講ずる**など、厳正に対処しています。交通事故防止に皆様のご協力をよろしくお願いします。

右京警察署管内:自転車指導啓発重点路線

当該エリアにおいて、自転車事故
(人身事故)が
18件(R3~R5)
発生しています。

五条西小路交差点
を中心に半径
500mで囲んだエ
リアです。

五条西小路周辺500mエリア

手配書



遮断踏切立入りに該当します。

このエリアに出没する妖怪
怨鬼(うらぐさ)
(特徴:一時停止の標識も、
しゃ断機が下り始めた踏切も、
「急いでいんや」や「目ひながら、
どまらず進む(おの)。

【選定理由】
大型商業施設があり、
自転車利用者も多く自
転車事故が多発してい
る。

自転車に乗車するときは、ヘルメットを着用してね!



当該エリアを
走行される方へ

このエリアを自転車で走行する人は、次の点に注意しましょう!

- ① 一時停止：一時停止の標識のある交差点では、停止線の直前で必ず一時停止し、左右の安全を確認して進行しましょう。
- ② 信号無視：信号を守るのは交通安全の基本です。たとえ車等が来ていなくても、必ず信号を守りましょう。
- ③ 左側通行：自転車は、車両です。車道の左側を走行しましょう。

H. Kato Jima



京都府警察では、**自転車運転者の交通違反に対し、指導・警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては、検挙措置を講ずる**など、厳正に対処しています。交通事故防止に皆様のご協力をよろしくお願いします。

右京警察署管内:自転車指導啓発重点路線

当該エリアにおいて、自転車事故
(人身事故)が
15件(R3~R5)
発生しています。

梅津段町交差点を
中心に半径500m
で囲んだエリアです。

梅津H2R

手配書



信号無視に該当します。

このエリアに出没する妖怪
赤信号無視
(特徴:赤信号を絶対に守らない。
「車が来ていなのに止まる必要ない」
と主張する。)

【選定理由】
通勤・通学の自転車利用者が多く、自転車事故が多発している。

自転車に乗車するときは、ヘルメットを着用してね!

当該エリアを
走行される方へ

このエリアを自転車で走行する人は、次の点に注意しましょう!

- ① 一時停止: 一時停止の標識のある交差点では、停止線の直前で必ず一時停止し、左右の安全を確認して進行しましょう。
- ② 信号無視: 信号を守るのは交通安全の基本です。たとえ車等が来ていなくても、必ず信号を守りましょう。
- ③ 左側通行: 自転車は、車両です。車道の左側を走行しましょう。

M. Kaga Jiro



京都府警察では、**自転車運転者の交通違反に対し、指導・警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては、検挙措置を講ずる**など、厳正に対処しています。交通事故防止に皆様のご協力をよろしくお願いします。